解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十七日

広島県尾道市美ノ郷町三成一四五九番地
財団法人大迫会
代表清算人　國本　英毅

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年八月二十七日尼崎市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十七日

兵庫県尼崎市常松二丁目一番六号常松福祉会館内
尼崎市常松土地区画整理組合
代表清算人　松井　定雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年七月二十五日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十七日

香川県高松市丸の内八番一五号
社団法人香川県電気通信基盤整備協会
代表清算人　岩井　芳敏

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十七日

北九州市小倉南区横代南町四丁目三番一号
財団法人高倉会
代表清算人　森山　直哉

解散公告（第三回）

当土地改良区は平成二十五年四月十四日開催の通常総会により解散を決議し、平成二十五年七月十九日茨城県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十七日

茨城県北茨城市磯原町磯原一六三〇番地
清算法人神岡上土地改良区
清算人代表　丹　春男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年八月八日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十七日

富山県高岡市中田四三五六番地　圓融寺
清算人　渡辺　宣昭

解散公告（第三回）

木山野土地改良区は、平成二十五年八月八日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十七日

静岡県静岡市清水区庵原町一番地
清算法人木山野土地改良区
清算人代表　森田　吉明

解散公告（第三回）

和田島土地改良区は、平成二十五年八月八日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十七日

静岡県静岡市清水区庵原町一番地
清算法人和田島土地改良区
清算人代表　斉藤　実

解散公告（第三回）

東山土地改良区は、平成二十五年八月八日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十七日

静岡県静岡市清水区庵原町一番地
清算法人東山土地改良区
清算人代表　堀池　保宏

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年五月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十七日

島根県松江市乃木福富町五一番地
財団法人島根松農会
清算人　浅野　俊雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年八月一日に存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十七日

高知県高知市鷹匠町二丁目一番四三号
財団法人高知市学校建設公社
清算人　松原　和廣

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年八月十二日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十七日

北九州市門司区旧門司一丁目一一番六号
医療法人井上外科整形外科医院
清算人　井上由紀子

解散公告（第三回）

当法人は、基本財産の滅失による一般財団法人の目的である事業の成功の不能により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十七日

大分県中津市一〇六〇番地
財団法人愛光保育園
代表清算人　重松　祐哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市手稲区稲穂二条六丁目二八〇番地一〇九、最後の住所北海道小樽市見晴町二〇番二号　札幌緑花会
被相続人　亡　児玉　唯義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十七日

北海道小樽市色内一丁目九番一号　松田ビル四階　龍山法律事務所
相続財産管理人　弁護士　龍山　聴

第28期決算公告

平成25年9月17日　東京都武蔵野市境2－2－7
パラダイスリゾート株式会社
代表取締役　森　和彦

貸借対照表の要旨　（平成25年4月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,882,590	流動負債	3,824,168
固定資産	6,835,115	（うち賞与引当金）	(9,853)
		固定負債	3,287,019
		株主資本	1,465,064
		資本金	98,000
		資本剰余金	2,518,570
		資本準備金	310,000
		その他資本剰余金	2,208,570
		利益剰余金	△ 1,151,505
		その他利益剰余金	△ 1,151,505
		（うち当期純利益）	(100,288)
		評価・換算差額等	1,141,453
		有価証券評価差額金	1,141,453
資産合計	9,717,705	負債・純資産合計	9,717,705